

第 5 1 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った本件審査請求の対象となる処分は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成16年 6 月 29 日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、平成15年 6 月に、平成17年度から向陽高等学校夜間定時制募集停止（以下「定時制募集停止」という。）が実施機関において決定されたが、教育委員会事務局学校教育部教職員課（以下「教職員課」という。）の中でこのことについて話し合われた経過がわかる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 平成16年 7 月 13 日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同年 8 月 6 日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、「今後の市立高校の在り方研究会議」（以下「在り方研」という。）の場において、また教職員、生徒及び保護者の要望にのっとり向陽高校の夜間定時制の廃止をしようとしているが、在り方研では、向陽高校の定時制廃止について十分議論されておらず、第 4 回の会議で初めて事務局から提案されたものである。また、在り方研の研究のまとめ（以下「提言」という。）から募集停止決定までの 6 箇月の間に話し合われた経過が公開さ

れないということ、さらには多くの市民や子ども、そして親たちがおかしいと思う中で物事が決まっていく実施機関の姿勢と透明性のない進め方は納得できない。学校が1校なくなるのに、納得のいく説明をしないまま廃校にするのは不服であり、本件処分を受けて、市民の知る権利はどうなっているのか疑問に思う。実施機関が6箇月の間、記録文書のないまま密室で、学校ひとつを廃止することを決めたのは信じがたく、話し合われた経過を記した文書を公開すべきである。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

定時制高校の再編は、その時々々の社会状況や財政状況などを総合的に勘案し、対応してきたものである。市内の夜間定時制高校は、希望者に対して募集定員が上回り、欠員が生じている。中央高校昼間定時制のニーズがますます高まる中、「中央高校を軸に市立定時制高校の統合を図り、定時制高校の中核とすることが望ましい。」という在り方研の提言は、その前提となる向陽高校夜間定時制の募集停止を含めた市立定時制高校の統合を行うという方向で議論がなされ、まとめられている。向陽高校夜間定時制募集停止に係る実施機関における意思決定の経緯及び最終的な議論がわかるものは、教育委員会会議録であり、実施機関の担当課で話し合われた経過がわかる文書ではない。よって、本件審査請求の対象となる文書は存在しない。なお、審査請求人に対し、非公開決定した際、在り方研の提言を情報提供している。

第5 審査会の判断

1 争点

審査請求人が公開を請求している行政文書は、向陽高校夜間定時制募集停止が決定されるに至るまで、教職員課の中でこのことについて話し合われた経過がわかる文書（以下「本件行政文書」という。）である。実施機関において、本件公開請求の担当課は、教職員課ではなく教育委員会事務局学校教育部指導室（以下「指導室」という。）であることにより、本件処分は指導室により行われている。当審査会は、審査請求人に対し、本件公開請求に係る文書を扱う課であれば公開を求める旨を確認していることから、指導室の中で話し合われた文書の有無を争点とし、判断する。

2 本件審査請求の対象となる行政文書の有無について

- (1) 当審査会の調査によると、定時制募集停止が決定された経緯について、次の事実が認められる。

ア 市立高校の夜間定時制では、志願者が募集人数を下回ってきていることを踏まえ、在り方研が開催され、市立定時制高校の統合について検討された。

イ 平成14年12月にまとめられた在り方研の提言は、中央高校に新設された単位制による課程である昼間定時制への期待が大きく、中央高校を軸に市立定時制高校の統合を図り、市立定時制高校の中核とすることが望ましい、とまとめられており、定時制募集停止についても含めた形になっている。

ウ 実施機関は、在り方研の提言を受けて、教職員の配置、施設・設備の拡充といった在り方研の提言の実現に向けて、予算等により具体化する事務を行っている。

エ 実施機関は、在り方研の提言に沿って施策をまとめ、平成15年6月3日の教育委員会の会議に提案し、可決された。

オ 上記の経緯によれば、実施機関は、在り方研において市立定時制高校の統合を審議する上で、定時制募集停止を含めた形で検討しているが、特設指導室の中で話し合われた文書は存在しないことが認められる。

(2) 以上のことから、本件審査請求の対象となる行政文書は、存在しないと認められる。

3 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成16年 8 月23日	諮問書の受理
8 月30日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
10月 1 日	実施機関の弁明意見書を受理
10月20日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知

11月29日	反論意見書及び意見陳述申出書の受理
12月17日 (第51回審査会)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
平成17年 6 月14日 (第55回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
7 月19日 (第56回審査会)	調査審議
平成18年 7 月18日 (第68回審査会)	調査審議
8 月10日	答申